

佐賀県産業廃棄物減量化施設等整備支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、産業廃棄物の最終処分 of 適正化等を進め、さらには最終処分量を抑制して環境負荷の低減を図るため、県内において、減量化若しくは減容化を行う中間処理施設（焼却施設を除く）若しくは適正な最終処分のための選別施設等の新設、増設又は処理の適正化若しくは効率化の向上につながる更新を行う県内の産業廃棄物処分業者等（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。）第2条第4項第1号に規定する産業廃棄物及び第2条第5項に規定する特別管理産業廃棄物をいう。
- (2) 産業廃棄物処分業者等 廃掃法第14条第6項の許可を受けて産業廃棄物の処分を業として行う者、若しくは廃掃法第14条の4第6項の許可を受けて特別管理産業廃棄物の処分を業として行う者をいう。
- (3) 処理 技術上若しくは経済上の観点から循環的な利用の用途に適さない産業廃棄物の減量化若しくは減容化のために行う脱水、破碎、圧縮、熔融等（焼却を除く）の中間処理、又はその処理若しくは最終処分の適正化のために必要となる選別処理
- (4) 施設 処理の設備又は機械装置及びその処理に必要な建物をいう。
- (5) 投資額 施設整備のために必要な地方税法（昭和25年法律第226号）第341条に規定する家屋及び償却資産の取得に要する経費の総額をいう。
- (6) 優良産廃処理業者 優良産廃処理業者認定制度による基準適合の認定を受けている県内の産業廃棄物処理業者をいう。

(補助対象事業者等)

第3条 この補助金の補助対象となる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内において、施設の新設、増設又は処理の適正化若しくは効率化の向上につながる更新を行う産業廃棄物処分業者等であること。
- (2) 中間処理を実施するための適切な知識及び技能並びに経理的基礎を有していること。
- (3) 過去5年以内に廃掃法の違反がないこと。
- (4) 県税の未納がないこと。
- (5) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(6) 前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

2 この補助金の補助対象となる事業は、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業とする。

(1) 施設の新設、増設又は処理の適正化若しくは効率化の向上につながる更新（以下「補助事業」という。）により、産業廃棄物の最終処分適正化等と最終処分量の抑制による環境負荷の低減を図る事業計画が、事業を安定かつ継続して実施できる見通しがあること。

(2) 処理を行う産業廃棄物は、一定の受入量が確保されることが確実で、その70%以上が県内から排出されたものであることが見込まれること。

(3) 補助対象となる事業の実施に当たり、廃掃法、その他の法令に基づく許可が必要な場合は、その許可を受けている、又は確実に受ける見込みがあること。

(4) 補助事業の実施に当たり、周辺的生活環境への支障を生じさせる恐れがないこと。

(5) 投資額が5百万円以上であること。

(6) 補助金の交付申請書を提出する日までに、補助事業の実施に必要な土地の取得若しくは賃借をしていること。

(7) 本補助事業の実施に当たり、他の公的補助金や助成金等を重複受給等していないこと。

(交付要件等)

第4条 補助金の交付の要件、投資額の区分、補助率、補助限度額及び採択要件は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは交付決定を行い、補助事業者に通知するものとする。

2 規則第5条の規定により、補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 規則及びこの要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、知事の承認を受けること。ただし、次に掲げる変更を除く。

(ア) 補助金額に変更がなく、別表の補助事業に係る投資額の区分における配分のうち、各区分間の20パーセント以内の金額の変更

(イ) 補助事業の内容に関し、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の創意工夫により、より効率的な補助目的の達成に資するものと考えられる場合

(ウ) 補助事業の内容に関し、補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(3) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、「佐賀県ローカル発注促進要領」(平成24年10月9日付け商第1251号)のとおり県内企業と契約するように努めなければならない。

(4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。

(5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(6) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保管すること。

3 前項第2号の規定により、知事に補助事業の変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

4 第2項第4号の規定により、知事に補助事業の中止又は廃止の承認を受ける場合の承認申請書は、様式第3号のとおりとする。

5 第2項第5号の規定により、予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合の報告書は、様式第4号のとおりとする。

6 第1項の交付決定の審査に要する標準的な期間は、補助金交付申請書が到達してから30日とする。

(補助金の交付決定の取消し等)

第6条の2 知事は、補助事業者が前条第2項の各号に掲げる条件に違反した場合、若しくは前条第2項第4号の規定による知事の承認を得た場合には、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助事業者が第3条に掲げる要件を満たさないことが判明したときは、前項の規

定を準用する。

(実績報告)

第7条 規則第12条第1項前段に規定する実績報告書は、様式第5号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業完了後（補助事業廃止の承認を受けたときを含む。）30日以内又は補助金の交付の決定に係る会計年度終了日（補助金が全額概算払いで支払われた場合にあつては、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後10日以内）のいずれか早い日とする。

3 規則第12条第1項後段に規定する実績報告書は、様式第6号のとおりとする。

4 前項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付の決定に係る県の会計年度の翌年度の4月10日とする。

(補助金の額の確定等)

第8条 知事は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(変更承認をした場合には、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。

(補助金の交付)

第9条 この補助金は、完了払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは概算払いで交付することができる。

2 規則第15条に規定する補助金交付請求書は、様式第7号及び様式第8号のとおりとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した施設（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 規則第22条ただし書きの規定により、財産の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に財産を処分しようとするときは、規則第22条の規定により、様式第9号の財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものは、この限りでない。

- 4 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。
- 5 補助事業者は、取得財産等について、様式第10号による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

(事業の広報)

- 第11条 補助事業者は、補助事業で整備した施設に佐賀県産業廃棄物税を活用して整備した旨の表示を行うことにより、広報に努めるものとする。
- 2 補助事業者は、前項に基づき表示を行った場合は、知事に報告するものとする。

(事業効果の記録等)

- 第12条 補助事業者は、減量化若しくは減容化等による最終処分量の抑制、又は最終処分の適正化の効果を図る指標の数値を第10条第2項に定める財産の処分を制限する期間、記録しなければならない。
- 2 知事は、必要に応じて、補助事業者に前項に規定する証拠書類等の提出を求め、現地調査を行うことができる。

(書類の提出部数)

- 第13条 この要綱に基づき提出する書類の部数は、1部とする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(適用)

- 1 この要綱は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

交付の要件	投資額の区分	補助率等	限度額	採択要件
<p>1 交付決定時において、要綱第3条に規定する要件を満たしていること。</p>	<p>(1)建物建築(構築)費 (2)建物付属設備費 (3)機械装置費 (4)その他知事が必要と認めるもの。</p> <p>なお、上記の経費に含まれる消費税及び地方消費税は補助対象としない。</p>	<p>・投資額の2分の1以内</p>	<p>1千万円以内</p> <p>（但し、優良産廃処理業者が行う処理施設については、2千万円以内）</p>	<p>過去に本補助事業による補助金の交付を受けていない者を優先する。</p>